

令和5年3月29日

学生及び教職員、関係者各位

令和5年4月1日以降の本学における
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する対応方針について（周知）

佐久大学
学長・危機対策本部長 堀内ふき

本学では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響が続く中、学生の皆さんの学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図るためのさまざまな対策を講じてまいりましたが、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更を踏まえ、令和5年3月31日をもって、「COVID-19 Pandemicにおける佐久学園の行動指針（BCP：事業継続計画）」の運用は停止することを決定しました。なお、BCP自体は廃止せず、オミクロン株とは異なる変異株が出現するなどによって政府が新たな対策を打ち出した場合等には、あらためて運用を再開する可能性があるものとしてします。

また、同年4月1日以降の教育・研究活動の実施にあたっては、マスクの着用は個人の判断を基本としますが、COVID-19感染防止に効果のある基本的な感染対策は継続することとします。なお、COVID-19の陽性者又は濃厚接触者となった場合、その疑いがある場合の扱いについては、COVID-19の感染法上の位置づけが5類感染症（季節性インフルエンザと同様）に変更となる5月8日までの間は、これまでの対応（保健室への報告と出席・出勤停止）を継続することとします。

COVID-19の出現は、私たちの生活や世界観を一変させました。4月1日以降は新たなフェーズに入ります。学生及び教職員、関係者の皆様におかれましては、下記の対応方針を確認の上、基本的な感染対策（こまめな換気、手洗い・手指消毒、人と人との距離の確保）の継続をお願いいたします。

記

【令和5年4月1日以降の本学における COVID-19 に関する対応方針】

1. 令和5年3月31日をもって、「COVID-19 Pandemicにおける佐久学園の行動指針（BCP：事業継続計画）」の運用は停止する。但し、学外者の施設利用については、COVID-19の感染法上の位置づけが5類感染症に変更となる5月8日までの間は、本学関係者が関与するものを除き、原則不可とする。
2. 令和5年4月1日以降の教育・研究活動の実施にあたっては、マスクの着用は個人の判断を基本とするが、COVID-19感染防止に効果のある基本的な感染対策は継続する。但し、状況によっては、大学側からマスクの着用を求めることがある。
3. COVID-19の陽性者又は濃厚接触者となった場合、その疑いがある場合の扱いについては、COVID-19の感染法上の位置づけが5類感染症に変更となる5月8日までの間は、これまでの対応（保健室への報告と出席・出勤停止）を継続する。

※学生及び教職員の皆さんにおいては、令和5年4月1日以降は以下のものを参照し、対応してください。

〈学生向け〉

・新型コロナウイルス感染予防対策について（2023.4.1適用）

〈教職員向け〉

・2023年度新型コロナウイルス感染症の予防と対応について（教職員版）

以上